

個人データの第三国への移転のため
の標準契約条項に関する
2021年6月4日付欧州委員会実施決定
(EU) 2021/914
(参考和訳)

2021年10月

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

海外調査部

本レポートの利用についての注意事項

本資料は、EUの一般データ保護規則（GDPR）で利用される第三国への個人データの移転に関する標準契約条項（SCC、Standard Contractual Clauses）に関する現地法律の参考和訳です。翻訳であるため、記載内容の補足や解釈をジェットロで加えることはできませんので、参考資料としてご利用願います。実際に利用する際には、法律の原文を確認いただくと共に、別途専門家からの助言を受けてください。

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェットロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。また、本レポートは2021年6月7日付EU官報に公布された法令の参考和訳です。原文については、[EU官報ウェブサイト](#)をご確認ください。

欧州議会および理事会の規則(EU)2016/679に基づく
個人データの第三国への移転のための標準契約条項に関する
2021年6月4日付
欧州委員会実施決定(EU)2021/914
(EEA関連のテキスト)

欧州委員会は、

欧州連合の機能に関する条約に関して、

個人データの処理および当該データの自由な移動に関する自然人の保護ならびに指令95/46/ECを廃止することに関する2016年4月27日付の欧州議会および理事会の規則(EU)2016/679(GDPR: General Data Protection Regulation)(一般データ保護規則)⁽¹⁾、特にGDPR第28条第7項および第46条第2項第(c)号に関して、

一方で、

- (1) 技術開発は、国際協力と国際貿易の拡大に必要な国境を越えたデータフローを促進している。同時に、個人データが第三国に移転される場合、それ以降の移転の場合を含め、GDPRによって保証される自然人の保護レベルが損なわれないようにする必要がある⁽²⁾。GDPR第V章のデータ移転規定は、個人データが第三国に移転される場合の高レベルの保護の継続性を確保することを目的とする⁽³⁾。
- (2) GDPR第46条第1項に従い、第45条第3項に基づく欧州委員会による十分性決定がない場合、管理者または処理者は、適切な保護措置を提供している場合であって、かつデータ主体に対する執行可能な権利と効果的な法的救済が利用可能であることを条件としてのみ、個人データを第三国に移転することができる。当該保護措置は第46条第2項第(c)号に従って欧州委員会が採択する標準データ保護条項によって提供することができる。
- (3) 標準契約条項の役割は、国際的なデータ移転のための適切なデータ保護措置を確保することに限定される。したがって、個人データを第三国に移転する管理者または処理者(「データ輸出者」)および個人データを受け取る管理者または処理者(「データ輸入者」)は、標準契約条項と直接または間接に矛盾せず、またはデータ主体の基本的権利または自由を害しないという条件で、当該標準契約条項をより広い契約の中を含め、かつ他の条項または追加の保護措置を追加する自由がある。管理者と処理者は、標準契約条項を補足する契約上の確約によって追加の保護措置を提供することが推奨される⁽⁴⁾。標準契約条項の使用は、適用される特権と免責の尊重を確保するためのデータ輸出者および/またはデータ輸入者の契約上の義務を害しない。
- (4) GDPR第46条第1項に基づく移転に適切な保護措置を提供するために標準契約条項を使用する以外に、データ輸出者はGDPRに基づく管理者または処理者としての一般的な責任を果たさなければならない。これらの責任には、GDPR第13条第1項第(f)号および第14条第1項第(f)号に従って、個人データを第三国に移転する意図があるという事実に関する情報をデータ主体に提供する管理者の義務が含まれる。GDPR第46条に基づく移転の場合、当該情報には、適切な保護措置への参照と、それらの写しまたはそれらが入手可能となっている場所の情報を取得する手段が含まれている必要がある。

⁽¹⁾ OJ L 119, 4.5.2016, p. 1.

⁽²⁾ GDPR第44条

⁽³⁾ 2020年7月16日付欧州連合司法裁判所判決(Case C-311/18, *Data Protection Commissioner v Facebook Ireland Ltd and Maximilian Schrems (Schrems II)*判決), ECLI:EU:C:2020:559)第93段落も参照

⁽⁴⁾ Recital 109 of Regulation (EU) 2016/679

- (5) 欧州委員会決定 2001/497/EC⁽⁵⁾および 2010/87/EU⁽⁶⁾には、EU で設立されたデータ管理者から十分なレベルの保護を提供しない第三国で設立された管理者または処理者への個人データの移転を促進するための標準契約条項が含まれている。これらの決定は、欧州議会および理事会の指令 95/46/EC に基づくものであった⁽⁷⁾。
- (6) GDPR 第 46 条第 5 項に従い、欧州委員会決定 2001/497/EC および 2010/87/EU は、必要に応じて、GDPR 第 46 条第 2 項に従って採択された欧州委員会の決定によって修正、置換または廃止されるまで、有効である。当該決定中の標準契約条項は、GDPR の新しい要件に照らして更新する必要があった。さらに、当該決定が採択されて以来、デジタルエコノミーは大きな発展を遂げ、多くの場合、複数のデータ輸入者とデータ輸出者、長くて複雑な処理連鎖、進化する事業関係を伴う、新しくより複雑な処理操作が広く使用されている。これは追加の処理と移転の状況をカバーすることによって、それらの現実をよりよく反映し、たとえば契約に参加できる当事者の数に関して、より柔軟なアプローチを可能にするために、標準契約条項の現代化を要求する。
- (7) 管理者または処理者は、当該決定の ANNEX に記載されている標準契約条項を使用して、GDPR の国際移転の概念の解釈を損なうことなく、第三国に設立された処理者または管理者への個人データの移転に関する GDPR 第 46 条第 1 項の意味の範囲内で適切な保護措置を提供することができる。標準契約条項は、輸入者による処理が GDPR の適用範囲に含まれない場合にのみ移転に使用できる。これには、処理が EU 内のデータ主体への商品またはサービスの提供、または EU 内で行われる当該データ主体の行動の監視に関係するため GDPR (GDPR 第 3 条第 2 項に基づき) の対象となる範囲で、EU 内に拠点を有しない管理者または処理者による個人データの移転も含まれる。
- (8) GDPR ならびに欧州議会および理事会の規則 (EU) 2018/1725 (EUDPR)⁽⁸⁾との一般的な整合性を考えると、EUDPR 第 29 条第 4 項で言及されているように、EU 機関または団体ではないが GDPR の対象となり、EUDPR 第 29 条に従って EU 機関または団体に代わって個人データを処理する、処理者による第三国の復処理者への個人データの移転のための契約の文脈でも標準契約条項を使用できるはずである。契約が EUDPR 第 29 条第 3 項に従って管理者と処理者の間の契約またはその他の法律行為に定められたものと同じデータ保護義務を反映している場合、特に処理が EUDPR の要件を満たすことを確保するために特に技術的・組織的措置に十分な保証を提供することにより、EUDPR 第 29 条第 4 項への準拠が保証される。特に、管理者と処理者が、GDPR 第 28 条第 7 項ならびに EUDPR 第 29 条第 7 項に基づき、管理者と処理者の間の標準契約条項に関する欧州委員会の実施決定における標準契約条項を使用する場合である⁽⁹⁾。
- (9) 処理が、GDPR の対象となる管理者から GDPR の地理的範囲外の処理者、または GDPR の対象となる処理者から GDPR の地理的範囲外の復処理者へのデータ移転に関するものである場合、本決定の APPENDIX に記載されている標準契約条項は、GDPR 第 28 条第 3 項および第 4 項の要件を満たすことも可能にするはずである。
- (10) 本決定の ANNEX に記載されている標準契約条項は、一般条項とモジュールアプローチを組み合わせ、さまざまな移転シナリオと現代の処理連鎖の複雑さに対応する。管理者と処理者は、一般条項に加えて、問題となるデータ処理に関連する役割と責任に合わせて標準契約条項に基づく義務を調整するために、状況に該当するモジュールを選択する必要がある。2 より多くの当事者が標準契約条項を順守することが可能である必要がある。さらに、追加の管理者と処理者は、それらが一部を構成する契約のライフサイクル全体を通じて、データ輸出者またはデータ輸入者として標準契約条項に加入することができなければならない。

⁽⁵⁾ 指令 95/46/EC の下での個人データの第三国への移転のための標準契約条項に関する 2001 年 6 月 15 日付欧州委員会決定 2001/497/EC (OJ L 181, 4.7.2001, p. 19)

⁽⁶⁾ 欧州議会および理事会の指令 95/46/EC の下での第三国に設立された処理者への個人データの移転のための標準契約条項に関する 2010 年 2 月 5 日付欧州委員会決定 2010/87/EU (OJ L 39, 12.2.2010, p. 5)

⁽⁷⁾ 個人データの処理および当該データの自由移転に関する個人の保護についての 1995 年 10 月 24 日付欧州議会および理事会の指令 95/46/EC (OJ L 281, 23.11.1995, p. 31)

⁽⁸⁾ EU 機関、団体、事務所および当局による個人データの処理ならびに当該データの自由移転に関する自然人の保護、ならびに規則 (EC) No 45/2001 および決定 No 1247/2002/EC を廃止することについての 2018 年 10 月 23 日付欧州議会および理事会規則 (EU) 2018/1725 (OJ L 295, 21.11.2018, p. 39) (EUDPR)、前文第 5 段落参照

⁽⁹⁾ C(2021) 3701

- (11) 標準契約条項は、適切な保護措置を提供するために、それに基づいて移転される個人データが、EU 内で保証されているものと本質的に同等のレベルの保護を提供されることを確保する必要がある⁽¹⁰⁾。処理の透明性を確保するために、データ主体には標準契約条項の写しを提供し、特に、処理される個人データのカテゴリ、標準契約条項の写しを取得する権利、および再移転について知らせる必要がある。データ輸入者による別の第三国の第三者への再移転は、第三者が標準契約条項に加入している場合、その他の方法で保護の継続性が確保されている場合、またはデータ主体の明示的かつ情報に基づく同意に依拠するなど個別の状況でのみ認められるべきである。
- (12) 一部の例外を除き、特にデータ輸出者とデータ輸入者の関係にのみ関連する特定の義務に関して、データ主体は第三者受益者として標準契約条項を発動し、必要に応じて実行することができる必要がある。したがって、当事者は、標準契約条項に適用されるものとして加盟国のうち 1 つの法律を選択することが認められるべきであるが、当該法律は第三者受益者の権利を認める必要がある。個々の救済を容易にするために、標準契約条項は、データ輸入者がデータ主体に連絡先を通知し、苦情や要求に迅速に対処することを義務付ける必要がある。データ輸入者と第三者受益者としての権利を行使するデータ主体との間で紛争が発生した場合、当該データ主体は管轄監督当局に苦情を申し立てることができるか、または当該紛争を EU 内の管轄裁判所に提起することができる必要がある。
- (13) 効果的な執行を確保するために、データ輸入者は、当該監督当局および管轄裁判所の管轄に服し、適用される加盟国法に基づく拘束力のある決定に従うことを約束する必要がある。特に、データ輸入者は、問い合わせへ回答し、監査に服し、かつ是正措置や補償措置を含む当該監督当局によって採択された措置を遵守することに合意する必要がある。さらに、データ輸入者は、データ主体に独立した紛争解決機関の前で、無料で救済を求める機会を提供する選択肢を有する必要がある。GDPR 第 80 条第 1 項に沿って、データ主体は、データ主体が望む場合には、データ輸入者との紛争において協会またはその他の機関によって代理されることを許されるべきである。
- (14) 標準契約条項は、当事者間およびデータ主体に関する責任に関するルール、および当事者間の補償に関する規則を規定する必要がある。標準契約条項に基づく第三者受益者の権利侵害の結果としてデータ主体が重大なまたは非重大な損害を被った場合、データ主体は補償を受ける権利を有する必要がある。これは GDPR に基づく責任を損なうものではない。
- (15) 処理者または復処理者として行動するデータ輸入者への移転の場合、GDPR 第 28 条第 3 項に従って特定の要件を適用する必要がある。標準契約条項は、データ輸入者が当該標準契約条項に定められた義務の遵守を実証し、データ輸出者による処理業務の監査を可能にし、貢献するために必要なすべての情報を利用可能にすることを義務付ける必要がある。データ輸入者による復処理者の関与に関しては、GDPR 第 28 条第 2 項および第 4 項に沿って、標準契約条項は、特に、データ輸出者からの一般的な承認または個別の承認のための手続、および当該標準契約条項に基づくものと同じレベルの保護を確保する復処理者との書面による契約のための要件を詳説する必要がある。
- (16) EU 内の処理者による個人データの第三国の管理者への移転の特定の状況をカバーし、かつ GDPR 上の処理者のための限定された自立義務を反映する標準契約条項において異なる保護手段を提供することが適切である。特に、標準契約条項では、処理者が管理者の指示に従うことができない場合（当該指示が EU のデータ保護法に違反している場合を含む）、当該処理者が当該管理者に通知することを義務付けるとともに、当該管理者に対し処理者による GDPR 上の義務の履行を妨げる行動を抑えることを義務付ける必要がある。また、標準契約条項は、データ輸入者に適用される現地法に基づいて、または EU でのデータ処理については GDPR に基づいて、データ主体からの問い合わせや要求に対応する際に、当事者が互いに支援することを義務付ける必要がある。管理者による当該条項の遵守に対する第三国の法律の影響に対処するための追加的の要件、特に、移転された個人データの開示に関する第三国の公的機関からの拘束力のある要求に対処する方法は、EU 処理者が第三国の管理者から受け取った個人データを、EU 内の処理者によって収集された個人データと組み合わせる場合に適用する必要がある。逆に、外部委託が管理者から受け取った個人データの処理と移転のみに関するものであって、かついずれにしても問題の第三国の管轄に服するままである場合、上記追加的の要件は正当化されない。

⁽¹⁰⁾ Schrems II 判決第 96 段落および第 103 段落。GDPR 前文第 108 段落および第 114 段落も参照

- (17) 当事者は標準契約条項への遵守を実証できる必要がある。特に、データ輸入者は、その責任の下で処理活動に関する適切な文書を保持し、如何なる理由でも当該条項を遵守できない場合はデータ輸出者に速やかに通知することが義務付けられる必要がある。次に、データ輸出者は当該移転を停止する必要がある、特に深刻な場合には、データ輸入者が当該条項に違反しているかまたは当該条項を遵守することができない場合、標準契約条項に基づく個人データの処理に関する限り、契約を終了する権利を有するべきである。現地法が当該条項の遵守に影響を与える場合は、特定のルールを適用する必要がある。契約終了前に移転された個人データおよびその写しは、データ輸出者の選択により、データ輸出者に返却するか、または完全に破棄する必要がある。
- (18) 標準契約条項は、特に欧州連合司法裁判所の判例法⁽¹¹⁾に照らして、データ輸入者の当該条項の遵守に対する第三国の法律の影響に対処するための特定の保護措置、特に、移転された個人データの開示を求める当該国の公的機関からの拘束力のある要求にどのように対処するかを規定する必要がある。
- (19) 移転先の第三国の法律および実務によりデータ輸入者が標準契約条項を遵守することが妨げられている場合、当該条項に基づく個人データの移転および処理は行われるべきではない。これに関連して、基本的権利と自由の本質を尊重し、GDPR 第 23 条第 1 項に記載されている目的の 1 つを保護するために民主主義社会で必要かつ比例的なものを超えない、法律および実務は、標準契約条項と矛盾するものと見なされるべきではない。当事者は、標準契約条項に合意する時点で、データ輸入者に適用される法律および実務が当該要件に一致していないと信じる理由がないことを保証する必要がある。
- (20) 当事者は、特に、移転の特定の状況(契約の内容と期間、移転されるデータの性質、受領者の類型、処理の目的など)、当該移転の状況および標準契約条項に基づくものを補足するために実施された保護措置(個人データの送信および移転先の国における処理に適用される関連する契約上、技術上および組織上の措置を含む)に照らして関連する第三国の法律と実務を考慮する必要がある。当該法律および実務が標準契約条項の遵守に与える影響に関しては、実際の法律の適用に関する信頼できる情報(判例法や独立した監視団体による報告など)、同じ分野での要求の存在不存在、および厳しい条件下でのデータ輸出者および/またはデータ輸入者の文書化された実務経験を含む、さまざまな要素が全体的な評価の一部と見なされる場合がある。
- (21) データ輸入者は、標準契約条項に合意した後、当該条項を遵守できないと考える理由がある場合は、データ輸出者に通知する必要がある。データ輸出者が当該通知を受け取った場合、またはデータ輸入者が標準契約条項を遵守できなくなったことに気付いた場合、必要に応じて管轄監督当局と協議して、状況に対処するための適切な措置を特定する必要がある。当該措置には、セキュリティと機密性を確保するための技術的または組織的措置など、データ輸出者および/またはデータ輸入者によって採用された補完的措置が含まれる場合がある。データ輸出者は、適切な保護措置が確保できないと判断した場合、または管轄監督当局から指示された場合、移転を停止する必要がある。
- (22) 可能な場合、データ輸入者は、データ輸出者およびデータ主体に、移転先の国の法律に基づく公的(司法を含む)機関から標準契約条項に基づいて移転された個人データの開示に関して法的拘束力のある要求を受け取った場合に通知する必要がある。同様に、移転先の第三国の法律に従った公的機関による当該個人データへの直接のアクセスに気付いた場合にも、データ輸出者およびデータ主体に通知する必要がある。最善の努力にもかかわらず、データ輸入者がデータ輸出者および/またはデータ主体に特定の開示要求を通知する立場にない場合、データ輸出者に対して当該要求に関して可能な限り多くの関連情報を提供する必要がある。さらに、データ輸入者は、データ輸出者に対し定期的に集計情報を提供する必要がある。データ輸入者は受け取った開示要求と提供された応答を文書化し、要求に応じて、当該情報をデータ輸出者または管轄の監督当局、あるいはその両方が利用できるようにする必要がある。データ輸入者が、移転先の国の法律に基づく当該要求の適法性の検討の結果、当該要求が移転先の国の法律に基づいて違法であると考えられる合理的な理由があると結論付けた場合、必要に応じて利用可能な上訴の可能性を使い果たすことを含め、当該要求に対して異議を申し立てる必要がある。いずれにせよ、データ輸入者が標準契約条項を遵守できなくなった場合は、開示要求の結果である場合を含め、それに応じてデータ輸出者に通知する必要がある。

⁽¹¹⁾ Schrems II 判決

- (23) 利害関係者のニーズ、技術および処理業務が変更される可能性があるため、欧州委員会は、GDPR 第 97 条で言及されている GDPR の定期的な評価の一環として経験に照らして、標準契約条項の運用を評価する必要がある。
- (24) 決定 2001/497/EC および決定 2010/87/EU は、本決定の発効後 3 か月で廃止されるべきである。当該期間中、データ輸出者およびデータ輸入者は、GDPR 第 46 条第 1 項の目的のために、決定 2001/497/EC および 2010/87/EU に定められた標準契約条項を引き続き使用できる必要がある。これらの決定の廃止日より前に締結された契約の履行について、契約の主題である処理業務が変更されないままであり、当該条項への依拠によって、個人データの当該移転について、GDPR 第 46 条第 1 項の意味の範囲内での適切な保護措置に服することを確保することを条件として、データ輸出者とデータ輸入者は、さらに 15 か月間、GDPR 第 46 条第 1 項の目的のために決定 2001/497/EC および決定 2010/87/EU に定められた標準契約条項に引き続き依拠できる必要がある。当該契約に関連する変更があった場合、データ輸出者は、特に既存の標準契約条項を本決定の ANNEX に詳説されている標準契約条項に置き換えることにより、当該契約に基づくデータ移転の新しい根拠に依拠する必要がある。これは当該契約によってカバーされる処理業務の(復)処理者への復委任契約にも当てはまるべきである。
- (25) 欧州データ保護監督官および欧州データ保護会議は、EUDPR 第 42 条第 1 項および第 2 項に従って諮問を受け、本決定の準備においても考慮された 2021 年 1 月 14 日付共同意見⁽¹²⁾を提出した。
- (26) 本決定で規定されている措置は、GDPR 第 93 条に基づいて設立された委員会の意見に従ったものである。

本決定を採択した。

第1条

1. ANNEX に規定されている標準契約条項は、GDPR の対象となる管理者または処理者(データ輸出者)から、GDPR の対象とならない管理者または(復)処理者(データ輸入者)へ個人データを移転するにあたり、GDPR 第 46 条第 1 項および第 2 項第(c)号の範囲内で、適切な保護措置を提供するとみなされる。
2. 標準契約条項では、管理者から処理者、または処理者から復処理者への個人データの移転の場合における、GDPR 第 28 条第 3 項および第 4 項に記載されている事項に関する管理者および処理者の権利および義務も規定する。

第2条

加盟国の権限のある機関が GDPR 第 58 条に従って是正権限を行使する場合で、データ輸入者が、ANNEX で規定される標準契約条項に準拠することを妨げる移転先の第三国の法律の対象となり、ANNEX で規定される標準契約条項に基づき第三国へのデータ移転の停止または禁止に至る場合、当該加盟国は、遅滞なく欧州委員会に通知するものとし、欧州委員会はその情報を他の加盟国に転送する。

第3条

欧州委員会は、GDPR 第 97 条で要求される定期評価の一環として、利用可能なすべての情報に基づき、ANNEX に規定される標準契約条項の実際の適用を評価するものとする。

⁽¹²⁾ GDPR第46条第2項第(c)号に言及される事項に関する第三国への個人データの移転のための標準契約条項に関する欧州委員会の実施決定についての欧州データ保護会議・欧州データ保護監督官の共同意見2/2021

第4条

1. 本決定は、EU 官報で公示された日から 20 日後に発効する。
2. 決定 2001/497/EC は、2021 年 9 月 27 日に廃止される。
3. 決定 2010/87/EU は、2021 年 9 月 27 日に廃止される。
4. 決定 2001/497/EC または決定 2010/87/EU に基づいて、2021 年 9 月 27 日より以前に締結された契約は、2022 年 12 月 27 日まで GDPR 第 46 条第 1 項の範囲内で適切な保護措置を提供するとみなされる。但し、契約内容の主題事項である処理業務が変更されておらず、かつ当該契約条項に依拠した場合に適切な保護措置の対象となることが確保される場合に限る。

2021年6月4日、ブリュッセルにて

欧州委員会を代表して
委員長
ウルズラ・フォン・デア・ライエン

—

ANNEX

標準契約条項

SECTION I

Clause 1

目的と範囲

- (a) 本標準契約条項の目的は、第三国への個人データの移転について、個人データの処理に関する自然人の保護および当該データの自由な移動に関する 2016 年 4 月 27 日の欧州議会および理事会の規則（一般データ保護規則）（**GDPR: General Data Protection Regulation**）⁽¹⁾ の要件を確実に遵守することである。
- (b) 当事者
- (i) ANNEX I.A に記載される個人データを移転する自然人または法人、公的機関、機関、またその他の組織（以下、「**法的主体**」という）（以下、それぞれを「**データ輸出者**」という）、および
- (ii) ANNEX I.A に記載されているとおり本条項の当事者であるその他の法的主体を介して直接または間接的にデータ輸出者から個人データを受領する第三国の法的主体（以下、それぞれを「**データ輸入者**」という）は、本標準契約条項（以下「**本条項**」という）に合意した。
- (c) 本条項は、ANNEX I.B に定める個人データの移転に適用される。
- (d) 本条項で言及されている ANNEX を含む APPENDIX は、本条項の重要な部分を成すものである。

Clause 2

本条項の効果と不変性

- (a) 本条項は、GDPR 第 46 条第 1 項および第 46 条第 2 項第(c)号に基づいて、執行可能なデータ主体の権利および有効な法的救済手段を含む適切な保護措置を定めるものである。また、管理者から処理者および/または処理者から処理者へのデータ移転に関して、GDPR 第 28 条第 7 項に基づき、標準契約条項を定めるものである。但し、これらの条項が修正されていないことを条件とする（適切なモジュールを選択する場合、または APPENDIX の情報を追加または更新する場合を除く）。これは当事者が、本条項に定められる標準契約条項をより広範な契約に含めたり、その他の条項または追加の保護措置を追加することを禁じるものではない。但し、それらが直接的または間接的に本条項と矛盾すること、またはデータ主体の基本的な権利または自由を害することはないものとする。
- (b) 本条項は、GDPR に基づきデータ輸出者が従うべき義務に影響を与えることはない。

Clause 3

第三者受益者

- (a) データ主体は、以下の例外を除き、第三者受益者として、データ輸出者および/またはデータ輸入者に対して、本条項を主張し、行使することができる。
- (i) Clause 1、Clause 2、Clause 3、Clause 6、Clause 7

⁽¹⁾ データ輸出者が、GDPRの対象となる処理者であり、EU機関または機構の代理の管理者として業務を行う場合、GDPRの対象ではない別の処理者（復処理）を使用する際に本条項を拠りどころとするとしても、EUDPR第29条第4項、および廃止される規則(EC)No.45/2001および決定No.1247/2002/EC(2018年11月21日のOJ L295、p.39)を確実に遵守することができる。但し、本条項と、EUDPR第29条第3項に基づく管理者および処理者の間の契約またはその他の法律行為において定められたデータ保護義務が、矛盾しない範囲に限る。このことは、管理者と処理者が決定No.2021/915に含まれる標準契約条項を拠りどころとする場合、特に問題となる。

- (ii) Clause 8 – モジュール1: Clause 8.5(e)および Clause 8.9(b)、モジュール 2: Clause 8 - Clause 8.1(b)、Clause 8.9(a)、(c)、(d)および(e)、モジュール 3: Clause 8.1(a)、(c)および(d)、ならびに Clause 8.9(a)、(c)、(d)、(e)、(f)および(g); モジュール 4: Clause 8.1(b)および Clause 8.3(b)
 - (iii) Clause 9 – モジュール 2: Clause 9(a)、(c)、(d)および(e)、モジュール 3: Clause 9(a)、(c)、(d)および(e)
 - (iv) Clause 12 – モジュール 1: Clause 12(a)および(d)、モジュール 2 および 3: Clause 12(a)、(d)および(f)
 - (v) Clause 13
 - (vi) Clause 15.1(c)、(d)および(e)
 - (vii) Clause 16(e)
 - (viii) Clause 18 – モジュール 1、2、および 3: Clause 18(a)および(b)、モジュール 4: Clause 18
- (b) 第(a)号は、GDPR に基づくデータ主体の権利を害するものではない。

Clause 4

解釈

- (a) 本条項が GDPR で定義された用語を使用している場合、それらの用語は GDPR で定義されたものと同じ意味を持つものとする。
- (b) 本条項は GDPR の規定に照らして読み、解釈されるものとする。
- (c) 本条項は GDPR に規定されている権利および義務に抵触する方法で解釈されてはならないものとする。

Clause 5

階層

本条項と、本条項が合意された時点で、またはその後締結された時点で存在する両当事者間の関連する合意の条項との間に矛盾が生じた場合、本条項が優先されるものとする。

Clause 6

移転の説明

移転の内容、特に移転される個人データのカテゴリと移転される目的については、ANNEX I.B に記載されている。

Clause 7 – 選択的

ドッキング条項

- (a) 本条項の当事者でない法的主体は、当事者の合意があれば、APPENDIX に記入し ANNEX I.A に署名することにより、データ輸出者またはデータ輸入者として、いつでも本条項に加入することができる。
- (b) APPENDIX に記入し ANNEX I.A に署名した後、加入法的主体は本条項の当事者となり、ANNEX I.A の指定に従ってデータ輸出者またはデータ輸入者の権利および義務を有するものとする。
- (c) 加入法的主体は、当事者になる以前の期間は本条項のもとで生じる権利または義務を有しないものとする。

Section II - 当事者の義務

Clause 8

データ保護措置

データ輸出者は、データ輸入者が適切な技術的および組織的措置の実施を通して、本条項に基づく義務を果たすことができるかどうかを判断するために合理的な努力を行っていることを保証する。

モジュール1: 管理者から管理者への移転

8.1 目的の制限

データ輸入者は、ANNEX I.B に記載されているように、移転の特定の目的のためにのみ個人データを処理するものとする。データ輸入者は以下の場合に限り、別の目的のために個人データを処理してもよい。

- (i) データ主体の事前の同意が得られている。
- (ii) 特定の行政、規制または訴訟における手続を行う上で、法的請求を立証、行使または防衛するために必要である、または
- (iii) データ主体または別の自然人の重大な利益を保護するために必要である。

8.2 透明性

(a) データ主体が Clause 10 に基づく権利を効果的に行使できるようにするために、データ輸入者は、直接またはデータ輸出者を介して、データ主体に以下の情報を通知しなければならない。

- (i) データ輸入者の個人データおよび連絡先の詳細
 - (ii) 処理される個人データのカテゴリ
 - (iii) 本条項のコピーを入手する権利
 - (iv) 再移転により個人データを第三者に移転する意図がある場合、受領者または受領者のカテゴリ(有意義な情報を提供する目的で必要に応じて)、当該再移転の目的、および Clause 8.7 に基づくその根拠。
- (b) 第(a)号は、データ主体が既に情報を得ている場合には適用されないものとする。また、データ輸出者が当該情報をすでに提供している場合、または当該情報の提供が不可能であると判明した場合、またはデータ輸入者に過度の努力が必要となる場合も含まれる。後者の場合、データ輸入者は、可能な範囲で情報を公に利用可能なものとする。
- (c) 当事者は要求に応じて、データ主体が本条項(当事者によって記入された APPENDIX を含む)の写しを無料で利用できるようにするものとする。企業秘密またはその他の機密情報(個人データを含む)を保護するために必要な範囲で、当事者は写しを提供する前に APPENDIX の本文の一部を修正することができるが、データ主体がそれなしに内容を理解できない場合または自らの権利を行使できない場合には、有益な内容の要約を提供するものとする。当事者は要求に応じて、可能な限り修正された情報を知らせることなく、修正の理由をデータ主体に説明するものとする。
- (d) 第(a)号から第(c)号は、GDPR 第 13 条および第 14 条に基づくデータ輸出者の義務に影響を与えることはない。

8.3 正確性とデータの最小化

- (a) 各当事者は、個人データが正確で、必要に応じて最新の状態に保たれているように努めるものとする。データ輸入者は、処理の目的に関連して、不正確な個人データを遅滞なく削除または修正するために、あらゆる合理的な措置を執るものとする。
- (b) 一方の当事者が、移転または受領した個人データが不正確であること、または古くなっていることを認識した場合には、不当な遅滞なく他方の当事者に通知するものとする。
- (c) データ輸入者は、個人データが適切かつ関連性があり、処理の目的に関連して必要なものに限定されていることを確保するものとする。

8.4 保管の制限

データ輸入者は、処理される目的のために必要な期間を超えて個人データを保持しないものとする。保持期間の終了時には、データの削除または匿名化⁽²⁾およびそのすべてのバックアップを含む、この義務の遵守を確実にするための適切な技術的または組織的措置を講じるものとする。

8.5 処理のセキュリティ

- (a) データ輸入者およびデータ送信中はデータ輸出者も、偶発的または違法な破壊、損失、改ざん、無権限の開示またはアクセス(以下「**個人データ侵害**」という)につながるセキュリティ違反に対する保護を含む、個人データのセキュリティを確保するために、適切な技術的および組織的措置を実施するものとする。適切なセキュリティレベルを評価する際には、当事者は、最先端技術、実施コスト、処理の性質、範囲、文脈、目的、および処理に関連するデータ主体へのリスクを十分に考慮するものとする。暗号化または仮名化により処理の目的が達成される場合には、当事者は送信中を含めてそのような方法を用いることを特に考慮するものとする。
- (b) 当事者は、ANNEX II で規定する技術的および組織的措置について合意している。データ輸入者は、当該措置が適切なレベルのセキュリティを提供し続けることを確保するために、定期的なチェックを実施するものとする。
- (c) データ輸入者は、個人データを処理する権限を与えられた者が自ら守秘義務を負うか、または適切な法的義務の下にあることを確保するものとする。
- (d) 本条項におけるデータ輸入者が処理した個人データに関して個人データ侵害が発生した場合、データ輸入者は、発生しうる悪影響を緩和するための措置を含め、適切な措置を講じるものとする。
- (e) 個人データ侵害により、自然人の権利および自由が損なわれる危険性がある場合、データ輸入者は Clause 13 に従い、データ輸出者および管轄監督当局の双方に、遅滞なく通知しなければならない。当該通知には、i)侵害の性質の説明(可能な場合、関係するデータ主体のカテゴリおよび概数、ならびに、関係する個人データ記録の種類および概数を含む)、ii)起こりうる結果、iii)侵害に対処するために講じられた措置または提案された措置、iv)より多くの情報を得ることができる連絡先の詳細が含まれているものとする。データ輸入者が一度にすべての情報を提供することが不可能な範囲で、それ以上の不当な遅滞なく段階的に情報を提供することができる。
- (f) 個人データ侵害により、自然人の権利および自由が損なわれる危険性が高い場合、データ輸入者は、個人データ侵害およびその内容について、必要であればデータ輸出者との協力の上、第(e)号の ii)から iv)に記載の情報と共に、該当するデータ主体に遅滞なく通知しなければならない。但し、自然人の権利および自由への損害を大幅に削減するためにデータ輸入者が措置を講じた場合、または通知に過度な労力が必要となる場合はこの限りではない。後者の場合、データ輸入者はその代わりとして、公に情報を発信するか同じような手段を講じて個人データ侵害について一般の人々に通知するものとする。
- (g) データ輸入者は、個人データ侵害に関連する事実すべてについて、その影響および講じられた是正措置を含めて文書化するとともに、その記録を保持するものとする。

8.6 センシティブデータ

移転するデータに人種や民族的出自、政治的意見、宗教的・哲学的信条、労働組合への加入、自然人を一意に識別する目的のための遺伝的データまたは生体認証データ、健康状態や性生活・性的指向に関するデータ、犯罪歴や犯罪に関するデータ(以下「**センシティブデータ**」という)が含まれる場合、データ輸入者は、データの特定の性質やリスクに応じて、特定の制限および/または追加の保護措置を適用するものとする。これには、個人データへのアクセスを許可されている人員の制限、追加のセキュリティ対策(仮名化など)、またはさらなる開示に関する追加の制限が含まれる。

8.7 再移転

データ輸入者は、個人データを EU⁽³⁾外に所在する第三者に開示しないものとする(データ輸入者と同じ国内において、または別の第三国において、以下「**再移転**」という)。但し、当該第三者が該当するモジュールに基づき、本条項

⁽²⁾ このためには、GDPR前文第26段落に従い誰も個人を識別することができない方法、かつ当該処理を元に戻せないような方法にて、データを匿名化する必要がある。

⁽³⁾ 欧州経済領域に関する協定(EEA協定)では、欧州連合の域内市場に、EEAに加盟するアイスランド、リヒテンシュタインおよびノルウェーの3か国を含めることが規定されている。GDPRを含むEUのデータ保護法はEEA協定の対象であり、別紙XIIに盛り込まれている。したがって、

の制限を受けている、または本条項の制限を受けることに合意する場合を除く。それ以外の場合には以下の場合にのみ、データ輸入者は再移転を行うことができる。

- (i) 再移転はすべて、データ輸入者が本条項に基づく再移転を対象とする GDPR 第 45 条に基づく充分性認定の恩恵を受ける国への移転である。
- (ii) 第三者が、問題の処理に関して、GDPR 第 46 条または第 47 条に基づく適切な保護措置を確保している。
- (iii) 第三者がデータ輸入者との間で本条項と同レベルのデータ保護を保証する拘束力のある契約を締結し、データ輸入者がデータ輸出者にこれらの保護措置の写しを提供する。
- (iv) 特定の行政、規制または訴訟における手続を行う上で、法的請求を立証、行使または防御するために必要である。
- (v) データ主体または別の自然人の重大な利益を保護するために必要である。
- (vi) その他の条件に 1 つも該当しない場合には、データ輸入者がデータ主体に対し、再移転の目的、受領者の身元、およびそのような移転において適切なデータ保護措置が講じられないことにより生じうる危険性を説明した上で、特定の状況における再移転について、データ主体の明示的な同意を得ている。この場合、データ輸入者は、データ輸出者に通知し、後者の要求に応じて、データ主体に提供された情報の写しを送信するものとする。

再移転はデータ輸入者による他のすべての保護措置、特に目的の制限を遵守することを条件とする。

8.8 データ輸入者の権限での処理

データ輸入者は、その権限の下で行動する者(処理者を含む)が、指示に基づいてのみデータを処理することを確実にするものとする。

8.9 文書および遵守

- (a) 各当事者は、本条項に基づく義務の遵守を証明できるものとする。特に、データ輸入者は、実施された処理活動の適切な文書とその責任の下に保管するものとする。
- (b) データ輸入者は、要求に応じて、管轄監督当局がこれらの文書を利用できるようにする。

モジュール2: 管理者から処理者への移転

8.1 手順

- (a) データ輸入者は、データ輸出者からの文書化された指示に基づいてのみ、個人データを処理するものとする。データ輸出者は、契約期間中を通してこのような指示を与えることができる。
- (b) データ輸入者は、それらの指示に従うことができない場合には、直ちにその旨をデータ輸出者に通知するものとする。

8.2 目的の制限

データ輸入者は、データ輸出者から追加の指示を受けない限り、ANNEX I.B に規定されている通り、移転の特定の目的のためにのみ個人データを処理するものとする。

8.3 透明性

データ輸出者は要求に応じて、データ主体が本条項(当事者によって記入された APPENDIX を含む)の写しを無料で利用できるようにするものとする。企業秘密またはその他の機密情報(ANNEX II に記載の措置および個人データを含む)を保護するために必要な範囲で、データ輸出者は写しを提供する前に本条項の APPENDIX の本文の一部

を修正することができるが、データ主体がそれなしに内容を理解できない場合、または自らの権利を行使できない場合には、有益な内容の要約を提供するものとする。当事者は要求に応じて、可能な限り修正された情報を知らせることなく、修正の理由をデータ主体に説明するものとする。本条項は、GDPR 第 13 条および第 14 条に基づくデータ輸出者の義務に影響を与えることはない。

8.4 正確性

データ輸入者が、受領した個人データが不正確であること、または古くなっていることを認識した場合には、不当な遅滞なくデータ輸出者に通知するものとする。この場合、データ輸入者はデータ輸出者と協力してデータの削除または修正を行うものとする。

8.5 処理の期間およびデータの削除または返却

データ輸入者による処理は、ANNEX I.B に規定された期間のみ行われるものとする。処理サービスの提供が終了した後、データ輸入者は、データ輸出者の選択により、データ輸出者に代わって処理されたすべての個人データを削除しデータ輸出者にその旨を証明するか、データ輸出者に代わって処理されたすべての個人データをデータ輸出者に返却し、既存のコピーを削除するものとする。データが削除または返却されるまで、データ輸入者は本条項の遵守を確保し続けるものとする。データ輸入者が従う地域の法律が、個人データの返却または削除を禁止している場合、データ輸入者は本条項を引き続き遵守することを保証し、当該現地法に基づいて必要な範囲および期間でのみ、個人データを処理するものとする。これは Clause 14、特に Clause 14(e)に基づくデータ輸入者の要件に影響を与えるものではない。Clause 14(e)では、データ輸入者は契約期間中を通して、Clause 14(a)に基づく要件と矛盾する法律または実務の対象となったと考える理由がある場合に、データ輸出者に通知することが要件として定められている。

8.6 処理のセキュリティ

- (a) データ輸入者およびデータ送信中はデータ輸出者も、偶発的または違法な破壊、損失、改ざん、無権限の開示または当該データへのアクセス(以下「**個人データ侵害**」という)につながるセキュリティ違反に対する保護を含む、データのセキュリティを確保するために、適切な技術的および組織的措置を実施するものとする。適切なセキュリティレベルを評価する際には、当事者は、最先端技術、実施コスト、処理の性質、範囲、文脈、目的、および処理に関連するデータ主体へのリスクを十分に考慮するものとする。暗号化または仮名化により処理の目的が達成される場合には、当事者は送信中を含めてそのような方法を用いることを特に考慮するものとする。仮名化の場合、個人データを特定のデータ主体に帰属させるための追加情報は、可能な限りデータ輸出者の独占的な管理下にあるものとする。本号に定める義務を遵守するため、データ輸入者は、少なくとも ANNEX II に定める技術的および組織的措置を実施するものとする。データ輸入者は、これらの措置が適切なレベルのセキュリティを提供し続けることを確保するために、定期的なチェックを実施するものとする。
- (b) データ輸入者は、契約の実施、管理、監視のために厳密に必要な範囲内でのみ、その人員に個人データへのアクセスを許可するものとする。また、個人データを処理する権限を与えられた者が自ら守秘義務を負うか、または適切な法的義務の下にあることを確保するものとする。
- (c) 本条項におけるデータ輸入者が処理した個人データに関して個人データ侵害が発生した場合、データ輸入者は、悪影響を緩和するための措置を含め、適切な措置を講じるものとする。また、データ輸入者は、違反を認識した後、不当な遅滞なくデータ輸出者に通知するものとする。当該通知には、より多くの情報を得ることができる連絡先の詳細、侵害の性質の説明(可能な場合、関係するデータ主体のカテゴリおよび概数、ならびに、関係する個人データ記録の種類および概数を含む)、起こりうる結果、侵害に対処するために講じられた措置または提案された措置(適切な場合には、悪影響を緩和するために講じられた措置を含む)が含まれているものとする。同時にこれらの情報をすべて提供できない場合、その時点で入手可能な情報を最初の通知に含め、その後、入手可能になった時点で追加の情報を不当な遅滞なく提供するものとする。
- (d) データ輸入者は、データ輸出者が GDPR に基づく義務を遵守できるように、データ輸出者と協力し、支援するものとし、特に処理の性質やデータ輸入者が入手可能な情報を考慮して、管轄監督当局や影響を受けるデータ主体に通知することが必要である。

8.7 センシティブデータ

移転するデータに人種や民族的出自、政治的意見、宗教的・哲学的信条、労働組合への加入、自然人を一意に識別する目的のための遺伝的・生体認証データ、健康状態や性生活・性的指向に関するデータ、犯罪歴や犯罪に関す

るデータ(以下「**センシティブデータ**」)が含まれる場合、データ輸入者は、ANNEX I.B に記載の特定の制限および/または追加の保護措置を適用するものとする。

8.8 再移転

データ輸入者は、データ輸出者からの文書化された指示に基づいてのみ、個人データを第三者に開示するものとする。また、個人データを EU 外⁽⁴⁾に所在する第三者に開示する(データ輸入者と同じ国内において、または別の第三国において、以下「**再移転**」という場合は、当該第三者が該当するモジュールに基づき、本条項の制限を受けている、または本条項の制限を受けることに合意する場合、若しくは以下の場合に限るものとする。

- (i) 再移転が、再移転を対象とするGDPR第45条に基づく十分性認定の恩恵を受ける国への移転である。
- (ii) 第三者が、問題の処理に関してGDPR第46条または第47条に基づく適切な保護措置を確保している。
- (iii) 再移転が、特定の行政、規制または訴訟における手続を行う上で、法的請求を立証、行使または防御するために必要である。
- (iv) データ主体または別の自然人の重大な利益を保護するために再移転が必要である。

再移転はすべて、データ輸入者が本条項に基づく他のすべての保護措置、特に目的の制限を遵守することを条件とする。

8.9 文書および遵守

- (a) データ輸入者は、本条項に基づく処理に関するデータ輸出者からの問い合わせに迅速かつ十分に対応するものとする。
- (b) 当事者は、本条項の遵守を証明できるものとする。特に、データ輸入者は、データ輸出者の代わりに実施した処理活動の適切な文書を保管するものとする。
- (c) データ輸入者は、データ輸出者から要求された場合には本条項に定められた義務の遵守を証明するために必要なすべての情報をデータ輸出者に提供し、本条項の対象となる処理活動の監査を合理的な間隔でまたは不遵守の兆候がある場合に許可し、これに貢献するものとする。審査または監査を決定する際、データ輸出者は、データ輸入者が保有する関連証明書を考慮に入れることができる。
- (d) データ輸出者は、自ら監査を実施するか、独立監査人に監査を委託するかを選択することができる。監査は、データ輸入者の敷地内または物理的施設での検査を含むことができ、必要に応じて、合理的な通知をした上で実施されるものとする。
- (e) 当事者は、要求に応じて、管轄監督当局が監査の結果を含む第(b)号および第(c)号に定める情報を利用できるようにする。

モジュール3: 処理者から処理者への移転

8.1 手順

- (a) データ輸出者は、データ輸出者が処理前にデータ輸入者に提供する管理者の指示に従って、データ輸入者が処理者として機能することをデータ輸入者に通知している。
- (b) データ輸入者は、(データ輸出者からデータ輸入者に提供される)管理者からの文書化された指示およびデータ輸出者からの追加の文書化された指示のみにより個人データを処理するものとする。このような追加の指示は、管理者からの指示と矛盾してはならない。管理者またはデータ輸出者は、契約期間中、文書化されたデータ処理に関する詳細な指示を提供することができる。

⁽⁴⁾ 欧州経済領域に関する協定(EEA協定)では、欧州連合の域内市場に、EEAに加盟するアイスランド、リヒテンシュタインおよびノルウェーの3か国を含めることが規定されている。GDPRを含むEUのデータ保護法はEEA協定の対象であり、別紙XIに盛り込まれている。したがって、EEA内に所在する第三者に対してデータ輸入者が開示した場合、本条項の目的における再移転とは見なされない。

- (c) データ輸入者は、それらの指示に従うことができない場合には、直ちにその旨をデータ輸出者に通知するものとする。データ輸入者が管理者からの指示に従うことができない場合、データ輸出者は管理者にその旨を直ちに通知するものとする。
- (d) データ輸出者^(f)は、データ輸入者に対して、管理者とデータ輸出者間における契約またはその他の EU 加盟国の法的措置に定めるものと同じデータ保護義務を課していることを保証する。

8.2 目的の制限

データ輸入者は、(データ輸出者からデータ輸入者に提供される) 管理者からの追加の指示、またはデータ輸出者からの追加の指示を受けない限り、ANNEX I.B に規定されている通り、移転の特定の目的のためにのみ個人データを処理するものとする。

8.3 透明性

データ輸出者は要求に応じて、データ主体が本条項(当事者によって記入された APPENDIX を含む)の写しを無料で利用できるようにするものとする。企業秘密またはその他の機密情報(個人データを含む)を保護するために必要な範囲で、データ輸出者は写しを提供する前に APPENDIX の本文の一部を編集することができるが、データ主体がそれなしに内容を理解できない場合または自らの権利を行使できない場合には、有益な内容の要約を提供するものとする。当事者は要求に応じて、可能な限り編集された情報を知らせることなく、編集の理由をデータ主体に説明するものとする。

8.4 正確性

データ輸入者が、受領した個人データが不正確であること、または古くなっていることを認識した場合には、不当な遅滞なくデータ輸出者に通知するものとする。この場合、データ輸入者はデータ輸出者と協力してデータの削除または修正を行うものとする。

8.5 処理の期間およびデータの削除または返却

データ輸入者による処理は、ANNEX I.B に規定された期間のみ行われるものとする。処理サービスの提供が終了した後、データ輸入者は、データ輸出者の選択により、管理者に代わって処理されたすべての個人データを削除しデータ輸出者にその旨を証明するか、データ輸出者に代わって処理されたすべての個人データをデータ輸出者に返却し、既存のコピーを削除するものとする。データが削除または返却されるまで、データ輸入者は本条項の遵守を確保し続けるものとする。データ輸入者が従う地域の法律が、個人データの返却または削除を禁止している場合、データ輸入者は本条項を引き続き遵守することを保証し、当該現地法に基づいて必要な範囲および期間でのみ、個人データを処理するものとする。これは Clause 14、特に Clause 14(e)に基づくデータ輸入者の要件に影響を与えるものではない。Clause 14(e)では、データ輸入者は契約期間中を通して、Clause 14(a)に基づく要件と矛盾する法律または実務の対象となったと考える理由がある場合に、データ輸出者に通知することが要件として定められている。

8.6 処理のセキュリティ

- (a) データ輸入者およびデータ送信中はデータ輸出者も、偶発的または違法な破壊、損失、改ざん、無権限の開示または当該データへのアクセス(以下「個人データ侵害」という)につながるセキュリティ違反に対する保護を含む、データのセキュリティを確保するために、適切な技術的および組織的措置を実施するものとする。適切なセキュリティレベルを評価する際には、当事者は、最先端技術、実施コスト、処理の性質、範囲、文脈、目的、および処理に関連するデータ主体へのリスクを十分に考慮するものとする。暗号化または仮名化により処理の目的が達成される場合には、当事者は送信中を含めてそのような方法を用いることを特に考慮するものとする。仮名化の場合、個人データを特定のデータ主体に帰属させるための追加情報は、可能な限りデータ輸出者または管理者の独占的な管理下にあるものとする。本号に定める義務を遵守するため、データ輸入者は、少なくとも ANNEX II に定める技術的および組織的措置を実施するものとする。データ輸入者は、これらの措置が適切なレベルのセキュリティを提供し続けることを確保するために、定期的なチェックを実施するものとする。

^(f) GDPR 第28条第4項参照。管理者がEU機関か団体である場合はEUDPR第29条第4項を参照。

- (b) データ輸入者は、契約の実施、管理、監視のために厳密に必要な範囲内でのみ、その人員にデータへのアクセスを許可するものとする。また、個人データを処理する権限を与えられた者が自ら守秘義務を負うか、または適切な法的義務の下にあることを確保するものとする。
- (c) 本条項におけるデータ輸入者が処理した個人データに関して個人データ侵害が発生した場合、データ輸入者は、悪影響を緩和するための措置を含め、適切な措置を講じるものとする。また、データ輸入者は、当該侵害を認識した後、データ輸出者および(必要に応じて、可能な場合)管理者に不当な遅滞なく通知するものとする。当該通知には、より多くの情報を得ることができる連絡先の詳細、侵害の性質の説明(可能な場合、関係するデータ主体のカテゴリおよび概数、ならびに、関係する個人データ記録の種類および概数を含む)、起こりうる結果、データ侵害に対処するために講じられた措置または提案された措置(悪影響を緩和するために講じられた措置を含む)が含まれているものとする。同時にこれらの情報をすべて提供できない場合、その時点で入手可能な情報を最初の通知に含め、その後、入手可能になった時点で追加の情報を不当な遅滞なく提供するものとする。
- (d) データ輸入者は、データ輸出者が GDPR に基づく義務を遵守できるように、データ輸出者と協力し、支援するものとし、特に管理者がデータ輸出者からの通知によって、処理の性質やデータ輸入者が入手可能な情報を考慮して、管轄監督当局や影響を受けるデータ主体に通知できるようにすることが必要である。

8.7 センシティブデータ

移転するデータに人種や民族的出自、政治的意見、宗教的・哲学的信条、労働組合への加入、自然人を一意に識別する目的のための遺伝的・生体認証データ、健康状態や性生活・性的指向に関するデータ、犯罪歴や犯罪に関するデータ(以下「**センシティブデータ**」)が含まれる場合、データ輸入者は、ANNEX I.B に定める特定の制限および/または追加の保護措置を適用するものとする。

8.8 再移転

データ輸入者は、(データ輸出者からデータ輸入者に提供される)管理者からの文書化された指示およびデータ輸出者からの追加の文書化された指示のみにより個人データを処理するものとする。また、個人データを EU 外⁽⁶⁾に所在する第三者に開示する(データ輸入者と同じ国内において、または別の第三国において、以下「**再移転**」という場合は、当該第三者が該当するモジュールに基づき、本条項の制限を受けている、または本条項の制限を受けることに同意する場合、若しくは以下の場合に限るものとする。

- (i) 再移転が、再移転を対象とする GDPR 第 45 条に基づく十分性認定の恩恵を受ける国への移転である。
- (ii) 第三者が、GDPR 第 46 条または第 47 条に基づく適切な保護措置を確保している。
- (iii) 再移転が、特定の行政、規制または訴訟における手続を行う上で、法的請求を立証、行使または防御するために必要である。
- (iv) データ主体または別の自然人の重大な利益を保護するために再移転が必要である。

再移転はすべて、データ輸入者が本条項に基づく他のすべての保護措置、特に目的の制限を遵守することを条件とする。

8.9 文書および遵守

- (a) データ輸入者は、本条項に基づく処理に関するデータ輸出者または管理者からの問い合わせに迅速かつ十分に対応するものとする。
- (b) 当事者は、本条項の遵守を証明できるものとする。特に、データ輸入者は、管理者の代わりに実施した処理活動の適切な文書を保管するものとする。

⁽⁶⁾ 欧州経済領域に関する協定 (EEA 協定) では、欧州連合の域内市場に、EEA に加盟するアイスランド、リヒテンシュタインおよびノルウェーの 3 か国を含めることが規定されている。GDPR を含む EU のデータ保護法は EEA 協定の対象であり、別紙 XII に盛り込まれている。したがって、EEA 内に所在する第三者に対してデータ輸入者が開示した場合、本条項の目的における再移転とは見なされない。

- (c) データ輸入者は、本条項に定める義務を遵守するために必要なすべての情報を、データ輸出者が利用できるようにし、これを管理者に提供するものとする。
- (d) データ輸入者は、合理的な間隔でまたは不遵守の兆候がある場合には、本条項の対象となる処理活動のデータ輸出者による監査を許可し、これに貢献するものとする。データ輸出者が管理者の指示に従って監査を要求する場合も同様である。監査を決定する際、データ輸出者は、データ輸入者が保有する関連証明書を考慮に入れることができる。
- (e) 管理者の指示に従って監査が行われる場合、データ輸出者はその結果を管理者が利用できるようにするものとする。
- (f) データ輸出者は、自ら監査を実施するか、独立監査人に監査を委託するかを選択することができる。監査は、データ輸入者の敷地内または物理的施設での検査を含むことができ、必要に応じて、合理的な通知をした上で実施されるものとする。
- (g) 当事者は、要求に応じて、管轄監督当局が監査の結果を含む第(b)号および第(c)号に定める情報を利用できるようにする。

モジュール4: 処理者から管理者への移転

8.1 手順

- (a) データ輸出者は、管理者として行動するデータ輸入者からの文書化された指示に基づいてのみ、個人データを処理するものとする。
- (b) データ輸出者は、データ輸出者がこれらの指示に従えない場合(当該指示が GDPR またはその他の EU または加盟国のデータ保護法に違反する場合を含む)、直ちにデータ輸入者に通知するものとする。
- (c) データ輸入者は、復処理の文脈や管轄監督当局との協力を含め、データ輸出者が GDPR に基づく義務を履行できないようにするいかなる措置も行わないものとする。
- (d) 処理サービスの提供が終了した後、データ輸出者は、データ輸入者の選択により、データ輸入者に代わって処理されたすべての個人データを削除しデータ輸入者にその旨を証明するか、データ輸入者に代わって処理されたすべての個人データをデータ輸入者に返却し、既存のコピーを削除するものとする。

8.2 処理のセキュリティ

- (a) 当事者は、偶発的または違法な破壊、損失、改ざん、無権限の開示または当該データへのアクセス(以下「**個人データ侵害**」という)につながるセキュリティ違反に対する保護を含む、データのセキュリティを確保するために、適切な技術的および組織的措置をデータ送信中も含め実施するものとする。適切なレベルのセキュリティを評価するには、最新技術、導入コスト、個人データの性質⁽⁷⁾、処理の性質、範囲、文脈、目的、および処理に関連するデータ主体へのリスクを考慮する必要がある。暗号化または仮名化により処理の目的が達成される場合には、当事者は送信中を含めてそのような方法を用いることを特に考慮するものとする。
- (b) データ輸出者は、第(a)号の規定に基づき、データの適切なセキュリティを確保するために、データ輸入者を支援するものとする。データ輸出者が本条項に基づいて処理した個人データに関する個人データ侵害が発生した場合、データ輸出者は、侵害を認識した後、不当な遅滞なしにデータ輸入者に通知し、データ輸入者が違反に対処できるように支援するものとする。
- (c) データ輸出者は、個人データを処理する権限を与えられた者が自ら守秘義務を負うか、または適切な法的義務の下にあることを確保するものとする。

⁽⁷⁾ 移転および処理するデータに人種や民族的出自、政治的意見、宗教的・哲学的信条、労働組合への加入、自然人を一意に識別する目的のための遺伝的・生体認証データ、健康状態や性生活・性的指向に関するデータ、犯罪歴や犯罪に関するデータが含まれるかどうかを含む。

8.3 文書および遵守

- (a) 当事者は、本条項の遵守を証明できるものとする。
- (b) データ輸出者は、本条項に定められた義務の遵守を証明するために必要なすべての情報をデータ輸入者に提供し、監査を許可し、これに貢献するものとする。

Clause 9

復処理者の使用

モジュール2: 管理者から処理者への移転

- (a) **オプション 1: 個別の事前承認。** データ輸入者は、データ輸出者の書面による事前承認を受けずに、本条項に基づいてデータ輸出者の代理として実行した処理活動を復処理者に再委託しないものとする。データ輸入者は、復処理者と契約する少なくとも[期間を指定]前に、データ輸出者が承認について決定するのに必要な情報とともに、個別の承認の要求を提出するものとする。データ輸出者によってすでに許可されている復処理者のリストは、ANNEX III に記載されている。両当事者は、ANNEX III を最新の状態に維持するものとする。

オプション 2: 一般的な書面による承認。 データ輸入者は、合意したリストにある復処理者と契約することに対し、データ輸出者の一般的な承認を得ている。データ輸入者は、復処理者を追加または交換することによって、一覧に意図された変更が生じる場合は、少なくとも[期間を指定]前に、それをデータ輸出者に書面で具体的に通知するものとする。これにより、復処理者が契約する前に、データ輸出者に当該変更に対する異議を唱える十分な時間を与えることができる。データ輸入者は、データ輸出者が異議を唱える権利を行使するのに必要な情報をデータ輸出者に提供するものとする。

- (b) データ輸入者が(データ輸出者に代わって)特定の処理活動を実行するために復処理者を関与させる場合、本条項によってデータ輸入者を拘束するものと同じデータ保護義務を定める書面による契約によってこれを行うものとし、これはデータ主体に対する第三者受益権の規定を含む。⁽⁸⁾当事者は、本項に従うことにより、データ輸入者が Clause 8.8 に基づきその義務を履行することに合意するものとする。データ輸入者は、本条項に基づきデータ輸入者が負う義務について、復処理者がこれを遵守していることを確保するものとする。
- (c) データ輸入者は、データ輸出者の要求に応じて、そのような復処理者契約の写しおよびその後の修正版をデータ輸出者に提供するものとする。企業秘密または個人データを含むその他の機密情報を保護するために必要な範囲で、データ輸入者は写しを共有する前に契約書の本文を修正することができるものとする。
- (d) データ輸入者は、データ輸入者との契約に基づく復処理者の義務の履行について、データ輸出者に対して完全な責任を負うものとする。データ輸入者は、復処理者によるその契約に基づく義務の不履行が発生した場合は、データ輸出者にそれを通知するものとする。
- (e) データ輸入者は、データ輸入者が事実上姿を消した、法律上存在しなくなった、または破産した場合に、データ輸出者が復処理者契約を終了し個人データを削除または返却するように、復処理者に指示する権利を有する第三者受益条項に合意するものとする。

モジュール3: 処理者から処理者への移転

- (a) **オプション 1: 個別の事前承認。** データ輸入者は、管理者の書面による事前承認を受けずに、本条項に基づいてデータ輸出者の代理として実行した処理活動を復処理者に再委託しないものとする。データ輸入者は、復処理者と契約する少なくとも[期間を指定]前に、管理者が承認について決定するのに必要な情報とともに、個別の承認の要求を提出するものとする。データ輸入者は、データ輸出者にこのような契約を通知するものとする。管理者によってすでに許可されている復処理者のリストは、ANNEX III に記載されている。両当事者は、ANNEX III を最新の状態に維持するものとする。

オプション 2: 一般的な書面による承認。 データ輸入者は、合意したリストにある復処理者に契約することに対し、管理者の一般的な承認を得ている。データ輸入者は、復処理者を追加または交換することによって、リストに意図され

⁽⁸⁾ 本要件は、Clause 7に従い、復処理者が適切なモジュールに基づき本条項に同意することにより、満たすことができる。

た変更が生じる場合は、少なくとも[期間を指定]前に、それを管理者に具体的に書面で通知する必要がある。これにより、管理者は、復処理者との契約前に、そのような変更に関する異議を唱える十分な時間を得ることができる。データ輸入者は、管理者がその異議権を行使できるようにするため、必要な情報を管理者に提供するものとする。データ輸入者は、データ輸出者に復処理者の契約を通知するものとする。

- (b) データ輸入者が(管理者に代わって)特定の処理活動を実行するために復処理者を関与させる場合、本条項によってデータ輸入者を拘束するものと同じデータ保護義務を定める書面による契約によってこれを行うものとし、これはデータ主体に対する第三者受益権の規定を含む。⁹当事者は、本項に従うことにより、データ輸入者が **Clause 8.8** に基づきその義務を履行することに合意するものとする。データ輸入者は、本条項に基づきデータ輸入者が負う義務について、復処理者がこれを遵守していることを確保するものとする。
- (c) データ輸入者は、データ輸出者または管理者の要求に応じて、そのような復処理者契約の写しおよびその後の修正版を提供するものとする。企業秘密または個人データを含むその他の機密情報を保護するために必要な範囲で、データ輸入者は写しを共有する前に契約書の本文を修正することができるものとする。
- (d) データ輸入者は、データ輸入者との契約に基づく復処理者の義務の履行について、データ輸出者に対して完全な責任を負うものとする。データ輸入者は、復処理者によるその契約に基づく義務の不履行が発生した場合は、データ輸出者にそれを通知するものとする。
- (e) データ輸入者は、データ輸入者が事実上姿を消した、法律上存在しなくなった、または破産した場合に、データ輸出者が復処理者契約を終了し個人データを削除または返却するように復処理者に指示する権利を有する第三者受益条項に合意するものとする。

Clause 10

データ主体の権利

モジュール1: 管理者から管理者への移転

- (a) データ輸入者は、データ輸出者の支援に関係する場合、個人データの処理および本条項に基づく権利の行使に関連するデータ主体からの問い合わせおよび要求には、不当な遅滞なく、かつ問い合わせまたは要求⁽⁹⁾を受け取ってから1か月以内に対応するものとする。データ輸入者は、当該問い合わせ、要求およびデータ主体の権利の行使を促進するための適切な措置をとるものとする。データ主体に提供される情報は、明確かつ平易な言語を用いて、わかりやすく、容易にアクセスできる形で提供されるものとする。
- (b) 特に、データ主体からの要求により、データ輸入者は以下を無料で行うものとする
 - (i) データ主体に関する個人データが処理されているかについてデータ主体に確認を提供し、そうである場合、関係するデータのコピーおよび ANNEX I の情報を提供する。個人データが管轄外へ移転されたか移転される場合は、移転されたまたは移転される個人データの受領者または受領者のカテゴリに関する情報、**Clause 8.7** に従い当該移転の目的および背景を(有意義な情報を提供する目的で必要に応じて)提供する。および **Clause 12(c)(i)** に基づき監督当局に苦情を申し立てる権利についての情報を提供する。
 - (ii) データ主体に関する不正確または不完全なデータを修正する。
 - (iii) データ主体に関する個人データが、第三者受益者の権利を保障する本条項のいずれかに違反して処理されている場合、またはデータ主体が当該処理のもとになる同意を撤回する場合は、当該データを削除する。
- (c) データ輸入者がダイレクトマーケティング目的で個人データを処理する際に、データ主体が拒否した場合は、当該目的での処理を中止するものとする。

⁽⁹⁾ 本要件は、**Clause 7** に従い、復処理者が適切なモジュールに基づき本条項に同意することにより、満たすことができる。

⁽¹⁰⁾ この期間は、要求の複雑さと数を考慮して、必要に応じてさらに最大2か月延長できる。データ輸入者は、当該延長を適切かつ迅速にデータ主体に通知するものとする。

- (d) データ輸入者は、データ主体の明示的な同意なく または移転先の国の法律で承認されていない限り、移転された個人データの自動化処理のみに基づいて、データ主体に法的影響または同様に重大な影響を及ぼす決定(以下「**自動的な決定**」という)を行わないものとする。ただし、当該法律がデータ主体の権利および正当な利益を保護する適切な措置を規定している場合はこの限りではない。この場合、データ輸入者は、必要に応じてデータ輸出者と協力し以下を行うものとする。
 - (i) 想定される自動的な決定、想定される結果および関与する論理について、データ主体に通知する、および
 - (ii) データ主体が、少なくとも決定に異議を唱え、データ主体の見解を表明し、人間による確認を得られるようにすることで、適切な保護措置を講じる。
- (e) データ主体からの要求が過剰な場合、特にそれが反復する性質による場合、データ輸入者は要求に応じるための業務運営費用を考慮した合理的な手数料を徴収するか、その要求を拒むことができる。
- (f) データ輸入者は、GDPR 第 23 条第 1 項に記載されている目的の 1 つを保護するために、目的地の国の法律に基づいて当該拒否が許可され、民主主義社会において必要かつ比例的である場合、データ主体の要求を拒むことができる。
- (g) データ輸入者がデータ主体の要求を拒む場合、データ主体に拒否の理由、ならびに、管轄監督当局に異議を申立てることができることおよび/または司法上の救済を求めることができることを通知する。

モジュール2: 管理者から処理者への移転

- (a) データ輸入者は、データ主体から受け取った要求を速やかにデータ輸出者に通知するものとする。データ輸入者は、データ輸出者によって承認されるまで、当該要求に自身で応答しないものとする。
- (b) データ輸入者は、GDPR に基づくデータ主体からの権利行使の要求に対応する義務を果たすために、データ輸出者を支援するものとする。この点について、当事者は、それによって支援が提供される処理の性質、および必要な援助の範囲および限度を考慮して、ANNEX II に適切な技術的および組織的措置を定めるものとする。
- (c) 第(a)号および第(b)号に基づく義務を果たすため、データ輸入者は、データ輸出者からの指示に従うものとする。

モジュール3: 処理者から処理者への移転

- (a) データ輸入者は、データ主体から直接受けた要求について、管理者によって許可されている場合を除き、当該要求に応答せず、データ輸出者および、必要に応じて管理者に速やかに通知するものとする。
- (b) データ輸入者は、該当する場合、GDPR または EUDPR に基づくデータ主体からの権利行使の要求に対応する義務を果たすために、必要に応じてデータ輸出者と協力して管理者を支援するものとする。この点について、当事者は、それによって支援が提供される処理の性質、および必要な援助の範囲および限度を考慮して、ANNEX II に適切な技術的および組織的措置を定めるものとする。
- (c) 第(a)号および第(b)号に基づく義務を果たすため、データ輸入者は、データ輸出者が通知したとおり、管理者からの指示に従うものとする。

モジュール4: 処理者から管理者への移転

当事者は、データ輸入者に適用される現地法に基づくデータ主体による問い合わせおよび要求へ対応する際、または EU 内でのデータ輸出者によるデータ処理の際、GDPR に基づき、互いを支援するものとする。

Clause 11

救済

- (a) データ輸入者は、個別の通知またはその Web サイトを通じて、苦情を処理する権限を与えられた連絡窓口を、明確かつ容易にアクセスできる形式でデータ主体に通知するものとする。データ主体から受けた苦情は、速やかに対応するものとする。

[オプション: データ輸入者は、データ主体が独立した紛争解決機関⁽¹⁾に対し無償で苦情を申し立てることができることに合意する。データ輸入者は、第(a)号に規定されている方法で、当該救済機構をデータ主体に通知し、データ主体がそれを使用することを要求されないこと、または救済を求める際に特定の順序に従う必要はないことを通知するものとする。]

モジュール1: 管理者から管理者への移転

モジュール2: 管理者から処理者への移転

モジュール3: 処理者から処理者への移転

- (b) 本条項の遵守に関してデータ主体と当事者間で紛争が生じた場合には、当該当事者は、適時に問題を友好的に解決するため最善の努力を尽くすものとする。当事者は、当該紛争について互いに情報を交換し、必要に応じて解決に協力するものとする。
- (c) データ主体が **Clause 3** に基づく第三者受益権を行使する場合、データ輸入者は、以下を行うためのデータ主体の決定を受諾するものとする。
 - (i) 常居所または職場が存在する加盟国の監督当局、または **Clause 13** に従い権限のある加盟国の監督当局に苦情を申し立てる。
 - (ii) **Clause 18** の規定の範囲内において、当該紛争を管轄裁判所に付託する。
- (d) 当事者は、GDPR 第 80 条第 1 項に定められた条件の下で、非営利団体、組織、または団体によってデータ主体が代理されることを承諾する。
- (e) データ輸入者は、適用される EU または加盟国の法律に基づく拘束力を持つ決定の拘束を受けることを承認するものとする。
- (f) データ輸入者は、データ主体が選択した内容が、準拠法に従って救済を求める実質的かつ手続上の権利を損なうことがないことに合意する。

Clause 12

責任

モジュール1: 管理者から管理者への移転

モジュール4: 処理者から管理者への移転

- (a) 各当事者は、本条項への違反により他の当事者に与えた損害について、他の当事者に対し責任を負うものとする。
- (b) 各当事者は、データ主体に対して責任を負い、データ主体は、本条項に基づく第三者受益権の違反について、当事者がデータ主体に与えた重大または非重大な損害についても、補償を受ける権利を有するものとする。これは、GDPR に基づくデータ輸出者の責任に影響を与えることはない。
- (c) 複数の当事者が、本条項の違反によってデータ主体に生じた損害に対して責任を負う場合、当該当事者らは連帯責任を負うものとし、データ主体は、いずれかの当事者に対して訴訟を起こす権利を有する。
- (d) 当事者は、一つの当事者が第(c)号の責任を負う場合には、他の当事者から損害賠償責任に対応する当該部分の補償を請求する権利を有することに合意するものとする。
- (e) データ輸入者は、自身の責任を回避するために、処理者または復処理者の行動を求めることはできない。

モジュール2: 管理者から処理者への移転

⁽¹⁾ データ輸入者は、ニューヨーク外国仲裁判断の承認および執行に関する条約を批准した国でのみ、仲裁機関を通じて独立した紛争解決を行うことができる。

モジュール3: 処理者から処理者への移転

- (a) 各当事者は、本条項への違反により他の当事者に与えた損害について、他の当事者に対し責任を負うものとする。
- (b) データ輸入者は、データ主体に対して責任を負い、データ主体は、本条項に基づく第三者受益権の違反について、データ輸入者またはその復処理者がデータ主体に与えた重大または非重大な損害についても、補償を受ける権利を有するものとする。
- (c) 第(b)号にかかわらず、データ輸出者は、データ主体に対して責任を負い、データ主体は、本条項に基づく第三者受益権の違反について、データ輸出者またはデータ輸入者(若しくはその復処理者)がデータ主体に与えた重大または非重大な損害についても、補償を受ける権利を有するものとする。これは、データ輸出者の責任に影響を与えず、データ輸出者が管理者の代理として機能する処理者である場合は、該当する場合に GDPR または EUDPR に基づく管理者の責任にも影響を与えない。
- (d) 当事者は、データ輸出者が、第(c)号のデータ輸入者(またはその復処理者)による損害に対して責任を負う場合、データ輸入者の損害賠償責任に対応する当該部分の補償をデータ輸入者から請求する権利を有することに合意する。
- (e) 複数の当事者が、本条項の違反によってデータ主体に生じた損害に対して責任を負う場合、当該当事者らは連帯責任を負うものとし、データ主体は、いずれかの当事者に対して訴訟を起こす権利を有する。
- (f) 当事者は、一つの当事者が第(e)号の責任を負う場合には、他の当事者から損害賠償責任に対応する当該部分の補償を請求する権利を有することに合意するものとする。
- (g) データ輸入者は、自身の責任を回避するために、復処理者の行動を求めることはできない。

Clause 13

監督

モジュール1: 管理者から管理者への移転

モジュール2: 管理者から処理者への移転

モジュール3: 処理者から処理者への移転

- (a) [EU 加盟国においてデータ輸出者が拠点を有する場合:] ANNEX I.C に示す通り、データ移転に関してデータ輸出者が GDPR に準拠していることを確保する責任を負う監督当局は、管轄監督当局として機能するものとする。

[データ輸出者が EU 加盟国に拠点を有しないが、第 3 条第 2 項に従い、GDPR の地理的適用範囲内にあり、GDPR 第 27 条第 1 項に従って代理人を選任した場合。] ANNEX I.C に示す通り、GDPR 第 27 条第 1 項の範囲内において代理人が拠点を有する加盟国の監督当局は、管轄監督当局として機能するものとする。

[データ輸出者が EU 加盟国に拠点を有しないが、第 3 条第 2 項に従い、GDPR の地理的適用範囲内にあり、しかし GDPR 第 27 条第 2 項に従って代理人を選任していない場合。] ANNEX I.C に示す通り、商品またはサービスの提供に関連して個人データが本条項に基づき移転された、または当該データ主体の行動が監視されているデータ主体が所在する加盟国の一つの監督当局は、管轄監督当局として機能するものとする。

- (b) データ輸入者は、本条項の条項の遵守を確保するための手続きにおいて、管轄監督当局の管轄権に服し、これに協力することに合意する。特に、データ輸入者は、問い合わせへの回答、監査に服すること、監督当局が採択した救済措置や補償措置などの措置の遵守に合意する。必要な措置が講じられたことを監督当局に書面で提出するものとする。

SECTION III – 公的機関によるアクセスの場合の現地法および義務

Clause 14

本条項への遵守に影響を与える現地法および実務

モジュール1: 管理者から管理者への移転

モジュール2: 管理者から処理者への移転

モジュール3: 処理者から処理者への移転

モジュール4: 処理者から管理者への移転 (EUの処理者が、第三国の管理者から受信した個人データと、EUの処理者が収集した個人データとを組み合わせる場合)

- (a) 当事者は、個人データを開示する要件、または公的機関によるアクセスを許可する措置を含む、データ輸入者による個人データの処理に適用される移転先の第三国の法律および実務が、データ輸入者の本条項に基づく義務の履行を妨げると信じる理由がないことを保証するものとする。これは、GDPR 第 23 条第 1 項に記載されている目的の一つを守るために、基本的な権利と自由の本質を尊重し、民主主義社会において必要かつ比例的なものを超えない法律が本条項と矛盾していないという理解に基づくものである。
- (b) 両当事者は、第(a)号の保証を提供する際に、以下の要素に特に配慮していることを宣言する。
- (i) 処理の連鎖の長さ、関与する関係者の数、使用される送信経路、意図された再移転、受領者の種類、処理の目的、移転される個人データのカテゴリと形式、移転を行う事業部門、移転されるデータの保管場所を含む移転の具体的な状況
- (ii) 公的機関へのデータの開示または当該機関によるアクセスの許可を必要とするものを含む、移転の特定の状況の観点から関係する移転先の第三国の法律と実務、および適用される制限と保護⁽¹²⁾
- (iii) 移転先の国で個人データの送信中や処理中に適用される措置を含む、本条項に基づく保護措置を補うために設置される、関連する契約、技術または組織的な保護措置。
- (c) データ輸入者は、第(b)号に基づく評価を実施するにあたり、データ輸出者に関連情報を提供する最善の努力を行ったことを保証し、本条項を確実に遵守するためにデータ輸出者と協力し続けることに合意する。
- (d) 当事者は、第(b)号に基づく評価を文書化し、要求に応じて管轄監督当局が評価を利用できるようにすることに合意する。
- (e) データ輸入者は、本条項に合意した後、契約期間中、データ輸出者が第(a)号の要件に準拠していない法律および実務の対象となっている、または準拠していないと考える理由がある場合、データ輸出者に速やかに通知することに合意する。これには、第(a)号による要件に適合していない実務において当該法律の適用を示す第三国の法律の変更または措置(開示請求など)が含まれる。[モジュール 3: データ輸出者は通知を管理者に転送する。]
- (f) 第(e)号に基づく通知の後、またはデータ輸出者に、データ輸入者が本条項に基づく義務を履行できなくなったと判断する理由がある場合、データ輸出者は、状況に対応するべくデータ輸出者および/またはデータ輸入者が執るべき適切な措置(例えば、セキュリティと機密性を確保するための技術的または組織的な措置)を[モジュール 3: 適切な場合には管理者と協議の上]特定するものとする。データ輸出者は、そのような移転に対する適切な保護措置が

⁽¹²⁾ 当該法令・慣行が本条項の遵守に与える影響については、全体的な評価の一部として様々な事項を考慮できる。この考慮事項には、十分に代表性のある期間における過去の公的機関からの開示要求の事例又は過去要求事例がない場合には関連性のある実務上の経験(文書化されたものに限る)が含まれる。そのような文書としては、デューデリジェンスに従い継続的に作成され、かつ、上級管理者レベルで認証された内部の記録その他の文書等が挙げられる(但しその情報は適法に第三者に開示できることを要する)。データ輸入者が、実務経験に基づけば、本条項の遵守を妨げることはない結論付けるには、それ以外に、関連する客観的事実による裏付けがなければならない。また、当事者は、当該結論の裏付けのため、上記考慮事項が信頼性及び代表性の観点から十分な重要性・関連性があるか否かについて慎重に検討しなければならない。特に、両当事者は、当該実務経験が、判例又は独立監督機関による報告書等、同じ分野における要求の有無及び/又は実際の法令運用に関する公開のその他の入手可能かつ信頼できる情報により裏付けられかつ矛盾はないかを検討しなければならない。

確保できないと判断された場合、もしくは[モジュール 3:管理者または]管轄監督当局から指示された場合、データ移転を停止するものとする。この場合、データ輸出者は、本条項に基づく個人データの処理に関する限り、契約を終了する権利を有するものとする。契約に三者以上の当事者が含まれる場合、データ輸出者は、当事者が別途合意していない限り、関連する当事者に関してのみ、この終了の権利を行使することができる。本項に従って契約が終了した場合、Clause 16(d) および(e)が適用されるものとする。

Clause 15

公的機関によるアクセスの場合のデータ輸入者の義務

モジュール1: 管理者から管理者への移転

モジュール2: 管理者から処理者への移転

モジュール3: 処理者から処理者への移転

モジュール4: 処理者から管理者への移転 (EUの処理者が、第三国の管理者から受信した個人データと、EUの処理者が収集した個人データとを組み合わせる場合)

15.1 通知

- (a) データ輸入者は、データ輸出者および可能な場合はデータ主体(必要な場合はデータ輸出者の支援を得て)に速やかに通知することに合意する。但し、データ輸出者が以下の場合とする。
 - (i) 本条項に従って移転された個人データの開示について、移転先の国の法律に基づく司法機関を含む公的機関から法的拘束力のある要求を受けた場合。当該通知には、要求された個人データ、要求している機関、要求の法的根拠、および提供された回答に関する情報が含まれるものとする。
 - (ii) 移転先の国の法律に従って、本条項に基づき移転された個人データに対する公的機関による直接的なアクセスを認識した場合。当該通知には、当該輸入者が利用できるすべての情報が含まれるものとする。

[モジュール 3: データ輸出者は通知を管理者に転送する。]

- (b) データ輸入者が、移転先の国法によりデータ輸出者および/またはデータ主体に通知することを禁止されている場合、データ輸入者は、できるだけ多くの情報を伝達するためにできるだけ早く、禁止の免除を得ることに最大限努力することに合意する。データ輸入者は、データ輸出者の要求に応じてデータを実証できるように、最善の努力を文書化することに合意する。
- (c) データ輸入者は、移転先の国の法律で認められている場合、データ輸出者に対し、契約期間中に一定の間隔で、受け取った要求に関する可能な限り多くの関連情報(特に、要求数、要求されたデータのタイプ、要求元の機関または複数の機関、要求への異議提起の有無、および当該異議提起の結果など)を提供することに合意する。
[モジュール 3: データ輸出者は通知を管理者に転送する。]
- (d) データ輸入者は、契約期間中、第(a)号から第(c)号に従って情報を保存し、要求に応じて管轄監督当局が情報を利用できるようにすることに合意する。
- (e) 第(a)号から第(c)号は、Clause 14(e)および Clause 16 に基づく、データ輸入者が本条項を遵守できない場合に、速やかにデータ輸出者に通知する義務に影響を与えるものではない。

15.2 適法性とデータ最小化の審査

- (a) データ輸入者は、開示の要求の適法性、特にそれが要求公的機関に付与された権限内にとどまるかを検討し、注意深く評価した後、移転先の国の法律、国際法上適用される義務、および国際礼譲に基づき、要求が適法でないと考えられる妥当な背景があると結論する場合、その要求に反対することに合意する。データ輸入者は、同じ条件の下で、不服申し立ての可能性を追求するものとする。要求に異議を提起した場合、データ輸入者は、管轄司法機関がその本案について決定するまで、要求の影響を停止するための暫定措置を講じるものとする。適用される手続上の規則により要求されるまで、要求された個人データを開示しないものとする。これらの要件は、Clause 14(e)に基づくデータ輸入者の義務に影響を与えるものではない。
- (b) データ輸入者は、法的評価および開示要求に対するあらゆる異議提起を文書化することに合意し、また、移転先の国の法律で認められる範囲で、データ輸出者がその文書を利用できるようにすることに合意する。また、要請に応じて管轄監督当局もそれを利用できるようにするものとする。[モジュール 3: データ輸出者は当該評価を当該管理者が当該評価を利用できるようにするものとする。]
- (c) データ輸入者は、開示要求に対応する際に許容される最小限の情報を、要求の合理的な解釈に基づいて提供することに合意する。

SECTION IV – 最終条項

Clause 16

本条項への不遵守および終了

- (a) データ輸入者は、いかなる理由であっても、本条項に従わない場合は、速やかにデータ輸出者に通知するものとする。
- (b) データ輸入者が本条項に違反した場合、または本条項に準拠できない場合、データ輸出者は、遵守が再度確保されるか契約が終了するまで、データ輸入者への個人データの移転を停止するものとする。これは Clause 14(f)に影響を与えるものではない。
- (c) データ輸出者は、以下の場合、本条項に基づく個人データの処理に関する限り、契約を終了する権利を有するものとする。
 - (i) データ輸出者が第(b)号に基づく個人データの輸入者への移転を停止しており、本条項への準拠が合理的な時間内および停止後 1 か月以内に回復されていない場合
 - (ii) データ輸入者が本条項に実質的にまたは永続的に違反している場合、または
 - (iii) データ輸入者が、本条項に基づく義務に関して、管轄裁判所または監督当局の拘束力のある決定を遵守しない場合

これらの場合は、管轄監督当局[モジュール 3: および管理者]に当該不遵守を通知するものとする。契約に三者以上の当事者が含まれる場合、データ輸出者は、当事者が別途合意していない限り、関連する当事者に関してのみ、この終了の権利を行使することができる。

- (d) [モジュール 1、2 および 3: 第(c)号に従い契約の終了前に移転された個人データは、データ輸出者の選択により、データ輸出者に直ちに返却するか、完全に削除するものとする。データのコピーも同様とする。][モジュール 4: 第(c)号の規定により契約が終了する前に移転された、EU 内のデータ輸出者が収集した個人データは、そのコピーを含め、直ちに完全に削除するものとする。]データ輸入者は、データを削除したことをデータ輸出者に証明するものとする。データが削除または返却されるまで、データ輸入者は本条項の遵守を確保し続けるものとする。データ輸入者が従う地域の法律が、移転された個人データの返却または削除を禁止している場合、データ輸入者は本条項を引き続き遵守することを保証し、当該現地法に基づいて必要な範囲および期間でのみ、個人データを処理するものとする。
- (e) 欧州委員会が、GDPR 第 45 条第 3 項に従って、本条項が適用される個人データの移転を対象とする決定を採択する場合、または、(ii)GDPR が個人データが移転される国の法的枠組の一部となる場合、いずれかの当事者は、本

条項に拘束される合意を無効にすることができる。これは、GDPR の対象となる処理に適用される他の義務に影響を与えるものではない。

Clause 17

準拠法

モジュール1: 管理者から管理者への移転

モジュール2: 管理者から処理者への移転

モジュール3: 処理者から処理者への移転

[オプション 1: 本条項は、いずれかの EU 加盟国の法律に準拠するものとする。ただし、当該法律により第三者受益権が認められる場合に限る。当事者は、これが _____ (加盟国を指定) の法律であることに合意する。]

[オプション 2: (モジュール 2 および 3) 本条項は、データ輸出者が拠点を有する EU 加盟国の法律に準拠するものとする。当該法律で第三者受益権が認められない場合、第三者受益権を許可する別の EU の加盟国の法律に準拠するものとする。当事者は、これが _____ (加盟国を指定) の法律であることに合意する。]

モジュール4: 処理者から管理者への移転

本条項は、第三者受益権が認められる法律に準拠するものとする。当事者は、これが _____ (国を指定) の法律であることに合意する。

Clause 18

裁判所および管轄の選択

モジュール1: 管理者から管理者への移転

モジュール2: 管理者から処理者への移転

モジュール3: 処理者から処理者への移転

- (a) 本条項に起因する紛争は、EU 加盟国の裁判所によって解決されるものとする。
- (b) 当事者は、これらが _____ (加盟国を指定) の裁判所であることに合意する。
- (c) データ主体は、常居所のある加盟国の裁判所に、データ輸出者および/またはデータ輸入者に対して訴訟手続きを行うこともできる。
- (d) 当事者は、当該裁判所の管轄権に服することに合意する。

モジュール4: 処理者から管理者への移転

本条項に起因する紛争は、_____ (国を指定) の裁判所によって解決されるものとする。

APPENDIX

注釈:

各移転または移転のカテゴリに適用される情報を明確に区別し、この点について、データ輸出者および/またはデータ輸入者としての当事者のそれぞれの役割を決定できるはずである。これは、各移転または移転のカテゴリごとおよび/または契約関係ごとに別途 *APPENDIX* の記入と署名が必要となるわけではなく、この透明性は、*APPENDIX* 一つで実現できる。ただし、十分明確にするために必要な場合は、個別の *APPENDIX* を使用する必要がある。

—

ANNEX I

A. 当事者のリスト

- モジュール 1: 管理者から管理者への移転
- モジュール 2: 管理者から処理者への移転
- モジュール 3: 処理者から処理者への移転
- モジュール 4: 処理者から管理者への移転

データ輸出者: [データ輸出者ならびに、該当する場合データ輸出者のデータ保護責任者および/または EU 代理人の識別情報および連絡先情報]

1. 名称:
- 住所:
- 担当者の名前、役職、連絡先情報:
- SCCに基づいて移転されるデータに関連する活動:
- 署名および日付:
- 役割(管理者/処理者):

2.

データ輸入者: [データ保護について責任を有する担当者を含む、データ輸入者の識別情報および連絡先情報]

1. 名称:
- 住所:
- 担当者の名前、役職、連絡先情報:
- SCCに基づいて移転されるデータに関連する活動:
- 署名および日付:
- 役割(管理者/処理者):

2.

B. 移転の説明

- モジュール 1: 管理者から管理者への移転
- モジュール 2: 管理者から処理者への移転
- モジュール 3: 処理者から処理者への移転
- モジュール 4: 処理者から管理者への移転

個人データが移転されるデータ主体のカテゴリ

.....

移転される個人データのカテゴリ

.....

移転されるセンシティブデータ(該当する場合)、および、目的の厳密な制限、アクセス制限(専門の研修を受けた人員のみにアクセスを許可する等)、データへのアクセス記録の保持、再移転に対する制限、追加のセキュリティ措置を含む、データの性質および関連するリスクを完全に考慮した適用制限または保護措置

.....

移転の頻度(例えばデータが 1 回限り移転されるか、継続的に移転されるかなど)

.....

処理の性質

.....

データ移転および追加的な処理の目的

.....

個人データが保持される期間、またはそれが不可能な場合、その期間を決定するために使用される基準

.....

(復) 処理者への移転の場合は、処理の対象事項、性質、および期間も指定する

.....

C. 管轄監督当局

モジュール 1: 管理者から管理者への移転

モジュール 2: 管理者から処理者への移転

モジュール 3: 処理者から処理者への移転

Clause 13 に従い、管轄監督当局を特定する

.....

ANNEX II

データのセキュリティを確保するための技術的および組織上の措置を含む、技術的および組織上の措置

モジュール1: 管理者から管理者への移転

モジュール2: 管理者から処理者への移転

モジュール3: 処理者から処理者への移転

注釈:

技術的および組織的な措置は、(一般的ではなく)具体的な用語で記述しなければならない。また、APPENDIX の最初のページにある一般的なコメントも参照すること。特に、各移転/移転セットに適用される措置を明確に示す必要がある。

データ輸入者が行う技術的および組織上の措置(関連する証明を含む)の説明は、処理の性質、範囲、文脈および目的、ならびに自然人の権利および自由に対するリスクを考慮し、適切なレベルのセキュリティを確保するものとする。

[可能な措置例:

個人データを仮名化および暗号化する措置

処理システムおよびサービスの継続的な機密性、完全性、可用性、および回復性を確保する措置

物理的または技術的な事故が発生した場合に、適時に、個人データの可用性およびそれに対するアクセスを回復する能力を確保する措置

処理の安全性を確保するための技術上および組織上の措置の有効性の定期的なテスト、評価および査定を行うプロセス

ユーザー識別および承認のための措置

送信中のデータを保護するための措置

保存中のデータを保護するための措置

個人データが処理される場所での物理的な安全性を確保するための措置

イベントログを確保するための措置

デフォルト設定を含む、システム設定を確保するための措置

内部 IT および IT セキュリティ統制および管理のための措置

取扱および製品の証明/保証のための措置

データ最小化を確保するための措置

データ品質を確保するための措置

限られたデータ保持を確保するための措置

説明責任を確保するための措置

データのポータビリティを可能にし、およびデータ削除を確保するための措置]

(復)処理者への移転については、(復)処理者が管理者に支援を提供するため、また処理者から(復)処理者への移転については、データ輸出者に支援を提供するために取るべき具体的な技術的および組織上の措置についても記述する。

ANNEX III

復処理者のリスト

モジュール2: 管理者から処理者への移転

モジュール3: 処理者から処理者への移転

注釈:

復処理者の個別の承認の場合 (Clause 9(a)、オプション 1)、モジュール 2 および 3 について ANNEX を完成させなければならない。

管理者は、次の復処理者の使用を承認する。

1. 名称:.....

住所:.....

担当者の名前、役職、連絡先情報:.....

処理の説明 (複数の復処理者を承認する場合、責任の所在を明確に記載すること):

.....

2.



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部 欧州ロシアCIS課
〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32
TEL : 03-3582-5569
E-mail : ORD@jetro.go.jp